

# 常滑市太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの概要

## 1 ガイドラインの目的（第1条関係）

常滑市の豊かな自然環境や美しい景観の保全と、太陽光発電施設との調和を図るとともに、設置区域及びその周辺における事故、公害及び災害等（以下「事故等」という。）を未然に防止し、市民の生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的とします。

## 2 定義（第2条関係）

このガイドラインにおける用語の定義は次のとおりです。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発電施設    | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生エネルギー源とするもの                                                                                                                                                                                                               |
| (2) 設置事業    | 発電施設を設置する事業行為（土地の権利取得、伐採、造成、工事等発電施設の設置に係る事業の全てを含む）                                                                                                                                                                                                                                    |
| (3) 発電事業    | 発電施設の運用、維持管理及び撤去処理に係る事業                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (4) 事業者     | 設置事業及び発電事業を実施する者                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (5) 設置区域    | 設置事業を実施しようとする一団の土地                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (6) 小規模発電施設 | 太陽光モジュールの出力の合計が50kW未満の施設                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (7) 大規模発電施設 | 太陽光モジュールの出力の合計が50kW以上の施設                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (8) 区長      | 常滑市区長設置規則第1条に規定する区長                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (9) 近隣関係者   | ①設置区域に隣接する土地（設置区域に接する土地が道路、水路等公共用地である場合にあっては当該公共用地と設置区域の反対側において接する土地を、設置区域と設置区域に隣接する土地の所有者が同一である場合にあっては設置区域に隣接する土地に接する土地を含む。以下「隣接地」という。）の所有者<br>②隣接地にある住居の所有者及び居住者並びに店舗、工場等の所有者及び職務従事者<br>③隣接地の地上権、永小作権、地役権、賃借権又は採石権を有する者<br>④発電施設からの反射光等の影響を受けるおそれのある住居の所有者及び居住者、又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者 |

## 3 適用範囲（第3条関係）

市内における全ての設置事業及び発電事業に適用する。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、ベランダ、屋上若しくは側壁に設置する発電施設又は簡易に移動可能な発電施設を除く。

#### 4 設置事業及び発電事業に当たって遵守すべき事項（第4条関係）

- (1) 関係法令及び事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）を遵守するほか、設置区域及び周辺地域の自然及び生活環境に十分配慮し、事故等の防止に努めること。
- (2) テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (3) 発電施設、照明器具等の設置によって動植物等に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (4) 発電施設の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (5) 発電施設からの騒音、振動及び反射光が生活環境を害することのないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (6) 設置区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他薬剤を使用する場合は、設置区域及び周辺環境の自然及び生活環境に十分配慮すること。
- (7) 発電施設の設置等に当たって、設置等の影響から文化財を保護するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (8) 雨水等による土砂の流出、水害等災害防止対策を講ずること。この場合において、造成における施工方法にあつては、常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び常滑市滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則を遵守すること。
- (9) 風圧その他外力に対して耐久性に問題なく安全であるように設置すること。
- (10) 道路等を破損した場合は、速やかに市へ報告し、対応を協議すること。
- (11) 施設の入口等の見やすい位置に、事業者名及び連絡先（電話番号）を明記した看板を設置するなど、緊急時連絡先を明示すること。
- (12) 設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生した場合には、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止のための必要な措置を講ずること。
- (13) 発電施設を廃止した場合は、速やかに自己の責任において、撤去等適正に処理すること。

## 5 近隣関係者等への説明（第5条関係）

- （1）全ての近隣関係者（大規模発電施設にあっては、これに加えて区長。次項において同じ。）に事業の内容等について十分な説明を行い、理解を得るように努めるとともに近隣関係者以外の者から説明等を求められたときは誠意をもって対応しなければならない。
- （2）事業の内容等について全ての近隣関係者の理解が得られない場合は、事業計画を変更しなければならない。

## 6 自粛を求めることのできる設置事業（第6条関係）

市長は、次の区域においては、事業者に対して設置事業を行わないよう協力を求めることができます。

- （1）常滑市やきもの散歩道地区景観計画の景観計画区域
- （2）市街化調整区域、工業地域、準工業地域以外
- （3）都市計画法第34条第2号及び第9号に規定する開発行為にあっては、愛知県が定める許可基準に基づく適用区域又は対象道路の沿道

## 【ガイドラインに基づく手続きの流れ】

